

令和9年度 県立八海高等学校 2学年修学旅行業務  
委託業者選定プロポーザル募集要領

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和9年度県立八海高等学校2学年修学旅行業務委託

### (2) 目的

本業務は、本校で2学年時に実施する修学旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、修学旅行の目的を達成することを目的とする。

### (3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

## 2 見積限度額

一人当たり140,000円以内（税込み、事前学習会経費を含む）

※ 入学者人数等の理由により大幅な増減の場合があるので、含めて予算内に収めること。

※ 旅行実施時までに消費税等増税の際も、予算内であること。

※ スポーツコースは一人当たり160,000円以内とする。

## 3 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) (新潟県の県税の納税義務を有するものにあっては、) 県税の未納がない者であること。

(3) 消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業者として登録を受けている者（旅行業者代理業を含む）であること。

(8) 学校教育機関の修学旅行（宿泊を伴う旅行）に関する受託実績を有し、当該実績（過去5年程度）を企画提案書において示すこと。

## 4 説明会

説明会は行わず、別紙「仕様書」にて代替する。

## 5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

### (1) 参加申込

別紙様式1「参加申込書」を提出すること。

なお、参加申込に当たっては、次の書類を添付すること。

- ・会社概要（パンフレット可） 1部
  - ・旅行業登録票（登録番号が確認できる書類）の写し 1部
  - ・類似業務実績一覧（修学旅行等） 1部【様式自由】
- 申込期限 : 令和8年1月30日（金）午後4時【必着】  
申込先 : 問合せ先に同じ  
方法 : 持参または郵送

### (2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年2月3日（火）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

## 6 募集要領の内容についての質問の受け付け及び回答

### (1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。

- ・質問提出期限：令和8年2月4日（水）午後4時【必着】
- ・申込先 : 問合せ先に同じ
- ・提出方法 : 持参、郵送、FAXまたはメール（電話や口頭での質問は受け付けない）

### (2) 質問への回答について

- ・回答日 : 令和8年2月6日（金）
- ・回答先 : 上記5により申込みのあった全参加者

## 7 提案書の作成要領

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書 8部を用意すること。

(ア) 別紙「仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

(イ) 提案書はA4版とし、表紙に「令和9年度 県立八海高等学校 2学年修学旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

#### ② 旅程表

#### ③ 見積書

見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。（任意様式）

#### ④ 参考資料（会社案内、宿泊施設・研修先等の資料） 適宜【任意】

## （2）提出期限等

期限 : 令和8年2月16日（月）午後4時【必着】  
提出先 : 問合せ先に同じ  
方法 : 持参又は郵送

## （3）その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 8 ヒアリングの実施

提案者は、令和8年2月20日（金）に開催する審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。なお、詳細については別途通知する。

## 9 審査要領

### （1）審査方法

（2）に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

### （2）評価基準

審査項目	審査の視点	配点
基本構想	①八海高校の修学旅行としてふさわしいか。 ②学校が依頼した諸条件がよく反映されているか。	10
	①生徒に負担のない移動であるか。 ②宿泊施設の利便性が高いか。	
事前・ 事後研修	①研修内容は具体的であるか。 ②創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか	15
	①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものになっているか。 ③研修内容に偏りがなく、多様な経験ができるものとなっているか。 ④添乗員、現地旅行会社（協力会社）等の体制は十分であるか。 ⑤創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	
安全体制	①計画全体において生徒に負担がなく、安全が配慮されているか。 ②緊急時の対応が明記されており、連絡体制が十分であるか。 ③保険内容が十分なものとなっているか。	15
	①業者及び担当者の信頼度は高いか。 ②本業務に対する取組実績は豊富か。	
	①企画内容に対して適正な価格であるか。	
合 計		100

## 10 審査結果の通知

審査結果については、令和8年2月24日（火）に提案者それぞれに文書で通知する。

## 11 日程

■ 募集公示	令和8年1月22日（木）
■ 参加申込期限	令和8年1月30日（金）午後4時【必着】
■ 参加資格の審査・確認結果通知	令和8年2月3日（火）
■ 質問書の提出（任意）	令和8年2月4日（水）午後4時【必着】
■ 質問に対する回答	令和8年2月6日（金）
■ 企画提案書の提出期限	令和8年2月16日（月）午後4時【必着】
■ ヒアリング実施	令和8年2月20日（金）
■ 審査委員会	令和8年2月20日（金）
■ 審査結果の通知	令和8年2月24日（火）
■ 契約	令和8年2月25日（水）

## 12 契約の締結

県立八海高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 13 問い合わせ先

〒949-6681

新潟県南魚沼市余川1276

県立八海高等学校 担当：遠藤 拓也

電話番号 025-772-3281（代表）

FAX 025-772-8878

E-mail endo.takuya@gs.nein.ed.jp

## 14 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式2「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 公平を期するため、質問は質問書のみにて受け付ける。
- (7) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

①本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者

②記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

- ③期限後に提案書を提出した者
- ④本要領で定める参加資格を満たさないことが判明した者、又は参加資格を失った者
- ⑤審査の公平性を害する行為（不当な働きかけ、虚偽の説明等）を行った者
- ⑥提案内容が仕様書の必須要件を満たさない者（民泊体験、添乗員数、看護師配置等）
- ⑦提出書類が第三者の著作物等を無断で使用しているなど、権利侵害のおそれがあると認められる者